# 全国実業団ボウリング連盟 競技委員規定

(目的)

第1条 この規定は、全国実業団ボウリング連盟規約第65条に基づき本連盟、各都道府 県連合、支部が主催する公認の大会の運営並びに競技委員の公正を期するため、 本規定の定めるところにより、競技委員制度を設ける。

### (競技委員の認定)

- 第2条 競技委員の認定に関する事項は、競技委員会が管轄する。
- 第3条 競技委員認定のための手順は次のとおりとする。
  - <連盟指導員>JPBAインストラクター等の外部資格を有し、ボウリングに対する見識が高い者で、競技委員会より上申し、理事会で承認し、理事長が任命する。連盟講師講習会の講師を職務とする。
  - <連 盟 講 師>連盟競技会に精通した者で、競技委員会より上申し、理事会で承認し、理事長が任命する。各ブロックに最低1名は配置し、競技委員講習会・競技委員継続講習会の講師を職務とする。
  - <競技委員>連盟競技会の専門的知識とボール検査の技術を有した者で、競技 委員会で承認し、理事会へ報告する。競技会の競技委員及びボール使用の承認を職務とする。

#### (競技委員講習会)

- 第4条 競技委員の認定は、競技委員会が理事会の承認を得て期日、場所等を定めて開催 する講習会で行う。
- 第5条 講習会における認定は、競技規定等の知識およびボール検査の実技についてテストを行ない、その適否により決定する。
- 第6条 本連盟は、第5条により資格を付与されたものに対し競技委員認定証とボール検 査印を交付する。

## (競技委員の登録)

- 第7条 競技委員の認定を受けた者は、競技委員名簿に登録し、連盟事務局を通して、各 支部代表者に通知することとする。
- 第8条 競技委員は、5年ごとを目途に競技委員継続講習会に参加し、知識等の修養に努 めなければならない。

## (競技委員の移籍)

- 第9条 競技委員が、所属支部を異動したときは、本連盟に届け出ることとする。 (競技委員資格の喪失)
- 第10条 競技委員が次の各号の何れかに該当するときは、その資格を喪失する。
- 1. 本連盟登録会員でなくなったとき。
- 2. 大会の競技委員委嘱を受けたにもかかわらず特別の事由なく、その任に当たらなかったとき。
- 3. 競技委員として、業務遂行上不適格と認めたとき。
- 第11条 本規定は、本連盟理事会の承認を得て改正することができる。
- 第12条 本規定は平成21年3月14日よりこれを実施する。
  - (1) 平成21年10月24日一部改正